

保育施設等利用のチェックシート(平成30年4月～入園用)

※重要事項の確認となりますので、必ずお読みいただいたうえで該当する方に○を付けてください。

○お申込み手続き上の確認事項

1、入園の審査に必要な書類はそろっていますか？ はい ・ いいえ
入園申込書 家庭状況調査票 確約書 個人番号(マイナンバー)提供用紙
チェックシート 保育の必要性を確認できる書類

2、65歳未満の祖父母とは現在同居していますか？ はい ・ いいえ
※世帯分離、枝番違いの場合は同居とみなします。

3、2で「はい」と答えた方に伺います。
祖父母分の保育の必要性を証明する書類はそろっていますか？ はい ・ いいえ
※必須ではありませんが、証明書の提出がないと入園の優先順位が低くなります。
就労証明書 介護・看護申立書 就労確約書 自営申立書
農業申立書 その他()

4、平成29年1月1日時点で、桜川市に住民登録されていましたか？ はい ・ いいえ

5、4で「いいえ」と答えた方に伺います。

利用者負担額(保育料)は、保護者の市町村民税課税額により決定しますので、平成29年度課税分の市町村民税及び所得内容を確認できる証明書(平成29年度所得・課税証明書)を平成29年1月1日時点の住民登録市町村で請求し、申込書に添付してください。 はい ・ いいえ

6、きょうだいで同時に申込みされる方に伺います。
①協議の結果、希望する施設に1人しか入園できない場合でも、入園を希望しますか？ はい ・ いいえ

②もし別々の施設に入園することとなった場合はどうしますか？ 入園する・入園しない

7、育児休業から復職される方に伺います。

①もし、入園できなかった場合はどうしますか？ ア 育児休業を延長する
イ 祖父母等に保育を頼む
ウ その他()
※回答は入園の判定には影響しません。
待機児童調査の為に協力ください。

②入園が決定した場合は「復職証明書」の提出をお願いします。 はい ・ 提出済

8、お勤めされている方に伺います。
お勤め先の雇用主は保護者の親族ですか？ はい ・ いいえ

9、申し込み内容は事実と合っていますか？ はい ・ いいえ
◎虚偽の申告や故意に申告しなかった場合は、認定取消になることがあります。

※裏面に続きます

※重要事項の確認となりますので、必ずお読みいただいたうえで☑をしてください。

○事前にご了解いただきたい事項

- 10、保育施設の利用継続要件は、保育施設入園要件と同じです。
保育施設を利用中、就労状況（就労の場所・時間、転職・退職等）や家庭状況（出産・結婚・離婚等）に変更が生じた場合は、速やかに必要な手続きを行ってください。
保育の必要性がなくなった場合は認定を取り消し退園となります。
- 11、求職活動での認定を申請して入園の申込を行った場合、求職活動での認定開始日から3か月以内に就労証明書の提出が必要になります。
保育施設利用中に退職する等、求職活動に認定変更した場合も同じく3か月以内に就労証明書を提出してください。
認定終了日までに就労証明書の提出がないときは退園となります。
また、求職での認定は父母合わせて年度で1回限りとなりますので、ご注意ください。
- 12、未申告の方や平成28年中に収入がない場合や扶養に入っている方でも住民税の情報が必要になります。速やかに申告してください。
保育施設等を利用している上で、利用者負担額の算定に必ず市町村民税の情報が必要になります。毎年、申告いただくようお願いします。
- 13、保護者の合計年収が103万未満で、収入のある祖父母と同居している場合は祖父または祖母いずれか収入の高い方の市町村民税に応じ、利用者負担額を算定します。
- 14、利用者負担額は毎月月末までにお支払いください。口座振替を推奨しています。
- 15、公平を保つため、利用者負担額に未納がある方は必ずお支払してからお申込みください。

以上のことについて確認し、了承しました。

平成 年 月 日

保護者氏名 (印)

保護者氏名 (印)

児童氏名